

平成28年10月から法改正により医療保険制度の一部が変わります

被扶養認定について「兄弟」の同居要件がなくなります

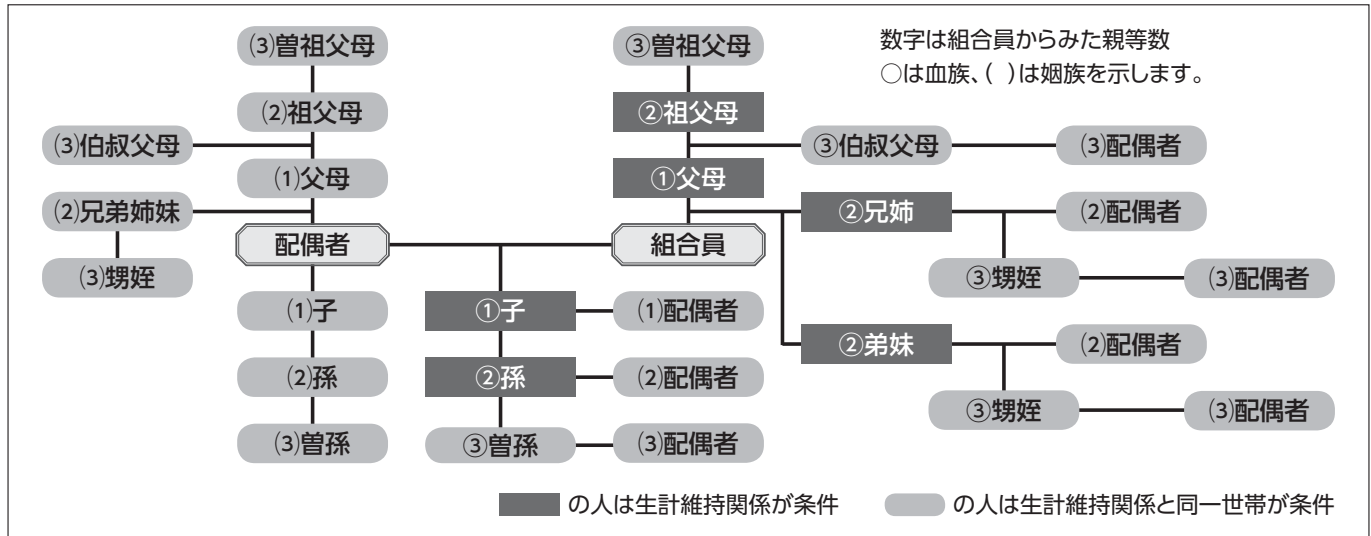
【平成28年9月まで】

組合員の「兄弟」を被扶養者とする場合は、収入要件以外に「同居していること」が条件となっていました。

【平成28年10月から】

組合員と兄弟が同居していなくても、認定要件を満たせば、被扶養者として認定できます。

【被扶養者の範囲図(三親等内の親族)】



パート・アルバイト(学生は除く)など短時間労働者の社会保険の適用が拡大されます。

今までパート・アルバイト等をされている場合であっても、認定要件を満たしていれば共済組合の被扶養者となることができましたが、平成28年10月から社会保険への適用が拡大され、特定適用事業所^{*1}に勤務する短時間労働者^{*2}について新たに健康保険、厚生年金保険に加入することとなりました。

そのため、共済組合の被扶養者である方が適用拡大により勤務先の健康保険の適用となった場合は、共済組合の被扶養者の認定取消の手続きをお願いします。

なお、健康保険の適用(被保険者)については、お勤め先の事業所の規模や個々の雇用条件により異なりますので、詳細は、お勤め先にお問い合わせください。

(※1) 特定適用事業所

従業員501人以上の事業所が対象。

(※2) 短時間労働者

以下の①～④のすべてに該当する方

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上
- ② 月額賃金が88,000円(年収106万円)以上
- ③ 勤務期間1年以上
- ④ 学生でないこと



お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306